

令和3年9月30日(木)・10月1日(金)

# 総務委員会資料

## 付託議案

### 【条例案】

第117号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(防災危機管理課)・・・P1

### 【一般事件案】

承認第6号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]  
《令和3年度島根県一般会計補正予算(第3号)》  
(消防総務課)・・・P2

承認第10号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]  
《令和3年度島根県一般会計補正予算(第4号)》  
(消防総務課)・・・P4

### 【予算案】

第99号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第6号) [関係分]  
(消防総務課)・・・P7

## 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課)・・・P9
2. 令和3年度島根県総合防災訓練について  
(防災危機管理課)・・・P18
3. 島根原発2号機の設置変更許可に伴う1号機廃止措置計画の変更認可申請について  
(原子力安全対策課)・・・P19

# 防 災 部



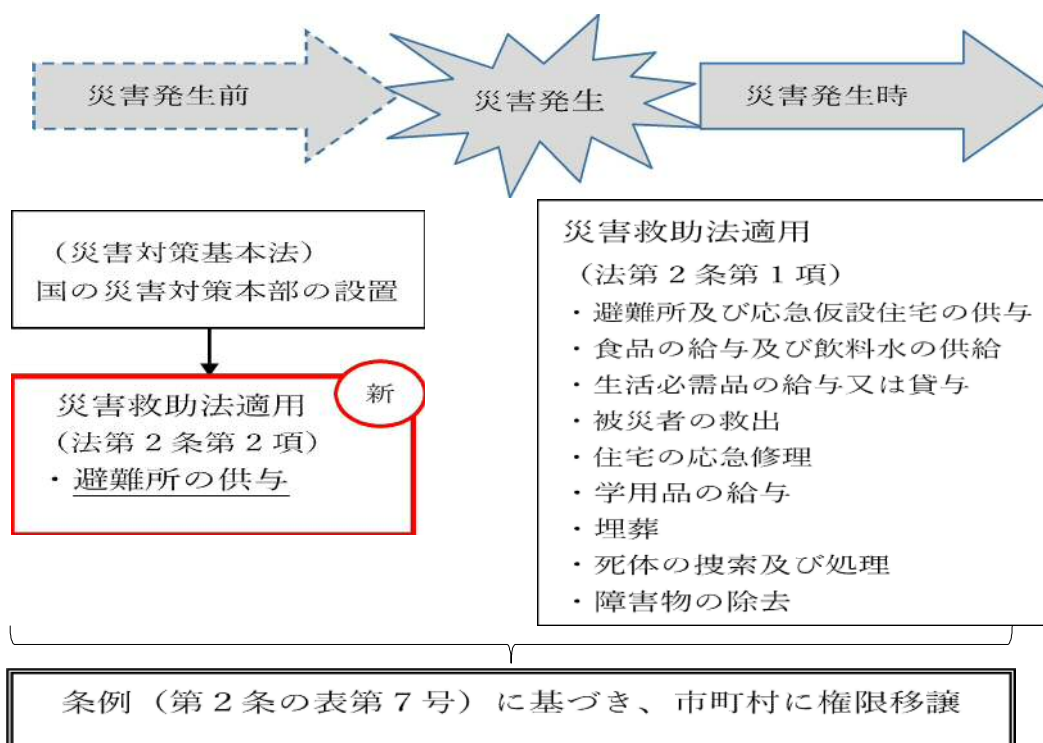
## 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例について (災害救助法の改正に伴う市町村への事務の権限移譲)

### 1. 改正趣旨

災害救助法の改正に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

- (1) 災害救助法(以下「救助法」という。)では、災害発生時に、都道府県知事が市町村の区域内において、災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、この法律による救助を行うこととされており、この事務を条例第2条の表第7号に基づき、各市町村に権限移譲している。
- (2) 今般の災害対策基本法の改正により、特別警報級の台風の接近など、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国は災害対策本部を設置することが可能となり、これに伴って救助法も改正された。
- (3) この法改正により、これまで救助法が適用できなかった災害発生の前段階において、都道府県が救助の実施、具体的には、避難所の供与(避難所の開設等)を行うことができることになった。
- (4) このため、新たに追加された事務を各市町村に権限移譲する。



### 3. 施行期日

公布の日から施行する。

【承認第6号議案】

総務委員会資料  
令和3年9月30日・10月1日

令和3年度島根県一般会計補正予算（第3号）〔関係分〕  
〈令和3年7月27日専決処分〉  
歳出総括表〔防災部〕

一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
消防総務課	784,755	0	784,755
防災危機管理課	468,192	211,500	679,692
原子力安全対策課	1,413,105	0	1,413,105
合計	2,666,052	211,500	2,877,552

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目			議案資料3 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	784,755	0	784,755					
防災危機管理課	468,192	211,500	679,692					
1 震災・風水害等災害対策事業費	47,669	211,500	259,169	島根県被災者生活再建支援事業 211,500千円	2	6	2	14
原子力安全対策課	1,413,105	0	1,413,105					

【承認第10号議案】

総務委員会資料  
令和3年9月30日・10月1日

令和3年度島根県一般会計補正予算（第4号）〔関係分〕  
〈令和3年8月30日専決処分〉  
歳出総括表〔防災部〕

一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
消防総務課	784,755	0	784,755
防災危機管理課	679,692	66,100	745,792
原子力安全対策課	1,413,105	0	1,413,105
合計	2,877,552	66,100	2,943,652

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目			議案資料4 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	784,755	0	784,755					
防災危機管理課	679,692	66,100	745,792					
1 震災・風水害等災害対策事業費	259,169	66,100	325,269	島根県被災者生活再建支援事業 61,300千円 被災者生活再建臨時支援事業 4,800千円	2	6	2	14
原子力安全対策課	1,413,105	0	1,413,105					

## 令和3年7月及び8月の大雨、台風第9号に係る補正予算について

### 1. 目的

令和3年台風第9号、令和3年8月12日からの大雨で被災した世帯の、住家の補修等を既存制度により支援する。また、度重なる災害により、短期間に複数回に及ぶ被害を受けた世帯に対し、既存制度とは別に臨時的な支援を行うことにより、早期の生活再建を図る。

### 2. 支援内容

#### (1) 島根県被災者生活再建支援事業 [既存制度] 補正予算額：61,300千円

##### ア 事業概要

令和3年台風第9号、令和3年8月12日からの大雨で被災した世帯に、住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村を支援（7月6日からの大雨により被災した世帯への支援は、7月27日の専決処分により補正予算措置済）

##### イ 経費負担

県(5/10)、市町村振興協会(4/10)、被災市町村(1/10)

#### (2) 被災者生活再建臨時支援事業 [臨時制度] 補正予算額：4,800千円

##### ア 事業概要

「平成30年7月豪雨」、「令和2年7月豪雨」又は「令和3年7月6日からの大雨」で被災し、「令和3年台風第9号」又は「令和3年8月12日からの大雨」で再度被災した世帯に、生活再建に必要な家電や家具等の購入又は修理に係る支援金を支給した市町村を支援

##### イ 経費負担

県(10/10)

#### (3) 既存制度及び臨時制度の支給額

被害程度（住家の損害割合）	既存制度による支給額	臨時制度による支給額
全壊（50%以上）	150～300万円（定額）	30～60万円（実費上限）
大規模半壊（40%以上50%未満）	100～250万円（定額）	20～50万円（実費上限）
中規模半壊（30%以上40%未満）	25～100万円（実費上限）	5～20万円（実費上限）
半壊（20%以上30%未満）	100万円（実費上限）	20万円（実費上限）
準半壊（10%以上20%未満）	40万円（実費上限）	8万円（実費上限）

※単身世帯の支給額は、上表の額に3/4を乗じて得た額

### 3. 補正予算額 66,100千円

### 4. 専決処分日 令和3年8月30日



## 令和3年度島根県一般会計補正予算（第6号）〔関係分〕

## 歳出総括表〔防災部〕

## 一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	784,755	7,034	791,789
防災危機管理課	745,792	509	746,301
原子力安全対策課	1,413,105	▲ 1,806	1,411,299
合計	2,943,652	5,737	2,949,389

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目				議案資料2 掲載ページ
					款	項	目		
消防総務課	784,755	7,034	791,789						
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	26,338	7,414	33,752	一般職員 3人→3人	2	1	1	27	
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	105,350	▲ 640	104,710	一般職員 13人→13人	2	6	1	31	
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	26,609	260	26,869	一般職員 4人→4人	7	2	1	178	
防災危機管理課	745,792	509	746,301						
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	87,005	509	87,514	一般職員 12人→12人	2	6	1	31	
2 震災・風水害等災害対策事業費	325,269	0	325,269	財源更正 その他寄付金500千円 一般財源▲500千円	2	6	2	31	
原子力安全対策課	1,413,105	▲ 1,806	1,411,299						
1 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	52,085	514	52,599	一般職員 7人→7人	4	1	1	39	
2 人件費 一般職給与(環境保全費)	132,783	▲ 2,320	130,463	一般職員 20人→20人	4	5	2	44	

新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
8月24日(火)		<p>県内感染者確認</p> <p>(45名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・江津市・美郷町・隠岐の島町・県外、計1,172名)</p>
8月25日(水)	<p><b>緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(～9月12日)</b> (緊急事態措置実施区域)</p> <p>北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県</p> <p><b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</b> (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県 8月2日から9月12日まで</li> <li>・福島県、熊本県 8月8日から9月12日まで</li> <li>・富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県 8月20日から9月12日まで</li> <li>・高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県 8月27日から9月12日まで</li> </ul> <p><b>基本的対処方針の変更</b></p>	<p>県内感染者確認</p> <p>(39名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・雲南市・隠岐の島町・県外、計1,211名)</p>
8月26日(木)		<p>県内感染者確認</p> <p>(18名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・県外、計1,229名)</p> <p><b>第44回県対策本部会議</b></p> <p>知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること、これらに該当</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>しない都道府県との往来についても、控えることを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外出張などについては、延期できないか、リモートで代替できないかを事業所において再検討し、やむを得ないものに限ること等を要請</li> </ul>
8月27日(金)		<p>県内感染者確認 (25名、松江市・浜田市・出雲市・大田市・美郷町・隠岐の島町・県外、計1,254名)</p>
8月28日(土)		<p>県内感染者確認 (33名、松江市・浜田市・出雲市、大田市・雲南市、計1,287名)</p>
8月29日(日)		<p>県内感染者確認 (17名、松江市・出雲市・雲南市・美郷町、計1,304名)</p>
8月30日(月)		<p>県内感染者確認 (33名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市、計1,337名)</p> <p><b>第45回対策本部会議</b>（書面開催） 決定事項 （県民向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等に対し、9月30日までの間、県外から人を招くこととなる仕事についても延期できないか、リモートで代替できないか、再検討し、やむを得ないものに限ること等を要請</li> <li>・飲食の際の人数上限を12人以下から4人以下に変更</li> </ul> <p><b>知事会見</b>（県民と事業所等の方向け） 8月に入り感染が急拡大し、感染者の多くは、県外からの帰省や県外の移動歴を有する方など、県外由来による感染に関連したもので、感染の端緒となった方の概ね半分を占めていること、また、松江市内において飲食店の利用を原因とするクラスターが確認されたことを踏まえ、以下のことを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等に対し、県外から人を招くこととなる仕事についても延期できないか、リモートで代替で</li> </ul>

日付	国	島根県
		きないか、再検討して頂き、やむを得ないものに限ることを要請 ・飲食の際の人数上限を12人以下から4人以下とすることを要請
8月31日(火)		県内感染者確認 (30名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市、計1,367名)
9月1日(水)		県内感染者確認 (25名、松江市・浜田市・出雲市・江津市、計1,392名)
9月2日(木)		県内感染者確認 (28名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・美郷町、計1,420名)
9月3日(金)		県内感染者確認 (13名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・江津市、計1,433名)
9月4日(土)		県内感染者確認 (11名、松江市・浜田市、計1,444名)
9月5日(日)		県内感染者確認 (2名、松江市・出雲市、計1,446名)
9月6日(月)		県内感染者確認 (13名、松江市・浜田市・吉賀町・県外、計1,459名)
9月7日(火)		県内感染者確認 (20名、松江市・浜田市・益田市・川本町・吉賀町、計1,479名)
9月8日(水)		県内感染者確認 (14名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・津和野町、計1,493名)
9月9日(木)	<b>緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(～9月30日)</b> (緊急事態措置実施区域) 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県 <b>まん延防止等重点措置に関する</b>	県内感染者確認 (9名、松江市・出雲市・江津市、計1,502名)

日付	国	島根県
	<p><b>公示の全部を変更する公示</b> (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県 8月2日から9月30日まで</li> <li>・福島県、熊本県 8月8日から9月30日まで</li> <li>・香川県、鹿児島県 8月20日から9月30日まで</li> <li>・宮崎県 8月27日から9月30日まで</li> <li>・宮城県、岡山県 9月13日から9月30日まで</li> </ul> <p><b>基本的対処方針の変更</b></p>	
9月10日(金)		<p>県内感染者確認 (5名、松江市・浜田市、計1,507名)</p> <p><b>第46回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること、これらに該当しない都道府県との往来についても、控えることを要請</li> <li>・特に、9月18日からの3連休と、その後の23日から26日までの飛び石連休の期間においては、県境をまたいだ旅行・観光、帰省を控えること、なお、県内に限った旅行・観光は、控える必要はないことを要請</li> <li>・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診することを要請</li> <li>・児童、生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること等を要請</li> </ul>
9月11日(土)		<p>県内感染者確認 (13名、松江市・浜田市、計1,520名)</p>
9月12日(日)		<p>県内感染者確認(1名、松江市、計1,521名)</p>
9月13日(月)		<p>県内感染者確認(2名、松江市、計1,523名)</p>

日付	国	島根県
9月14日(火)		県内感染者確認 (2名、松江市・浜田市、計1,525名)
9月15日(水)		県内感染者確認(5名、松江市・県外、計1,530名)
9月16日(木)		県内感染者確認(10名、松江市、計1,540名)
9月17日(金)		県内感染者確認 (4名、松江市・浜田市・出雲市、計1,544名)
9月18日(土)		県内感染者確認 (2名、松江市・浜田市、計1,546名)
9月19日(日)		県内感染者確認(6名、松江市、計1,552名)
9月20日(月)		県内感染者確認 (10名、松江市・雲南市・奥出雲町、計1,562名)
9月21日(火)		県内感染者確認 (11名、松江市・浜田市・出雲市・奥出雲町、 計1,573名)
9月22日(水)		県内感染者確認 (4名、浜田市・出雲市、計1,577名)
9月23日(木)		県内感染者確認(3名、松江市、計1,580名)
9月24日(金)		県内感染者確認(1名、松江市、計1,581名)
9月25日(土)		県内感染者確認 (3名、松江市・出雲市、計1,584名)
9月26日(日)		県内感染者確認 (6名、出雲市、計1,590名)
9月27日(月)		<p>県内感染者確認 (13名、松江市・浜田市・出雲市・大田市、 計1,603人)</p> <p><b>第47回県対策本部会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各指標の数値がいずれもステージⅢの目安を下回っていることなどからステージⅡ相当と決定</li> <li>病床確保計画における段階を、第5段階から第3段階に引き下げ</li> </ul> <p>知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>すべき区域との往来を控えること、この他に、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えることを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰省された方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰られる方は、自宅等でも家庭でできる感染予防対策を徹底することを要請</li> <li>・ 飲食の際の人数上限を 4 人以下から 8 人以下とすることを要請</li> <li>・ いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこと等を要請</li> </ul>
9 月 28 日（火）	<p><b>緊急事態の終了に関する公示</b> （緊急事態措置終了地域） 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県 <b>まん延防止等重点措置の終了に関する公示</b> （重点措置終了地域） 宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 <b>基本的対処方針の変更</b></p>	<p>県内感染者確認 （8 名、松江市・出雲市、計 1,611 人）</p>
9 月 29 日（水）		<p><b>第 48 回対策本部会議</b>（書面開催） 決定事項 （県民向け） <b>（都道府県をまたぐ移動）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること</li> <li>・ ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護な</li> </ul>



日付	国	島根県
		<p>どでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないこと</p> <p><b>(基本的な感染対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むこと</li> <li>・単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰省された方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰られる方は、自宅等でも家庭でできる感染予防対策、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①会話をする時は自宅でもマスクを着用</li> <li>②ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒</li> <li>③石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒</li> <li>④窓を開けておくなど定期的な換気</li> <li>⑤寝室を分ける</li> <li>⑥洗面所等のタオルやコップを共有しない</li> <li>⑦大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しないなどを徹底すること</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(家庭や職場等での健康管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること</li> <li>・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</li> <li>・児童、生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること</li> <li>・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染拡大防止対策を徹底しても</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>らうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、</p> <p>①「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</p> <p>②飲食の際の人数を、8人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること</p> <p>③時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で2時間を限度とすること</p> <p>④「接待を伴う飲食店」については、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外での利用を控えること</li> <li>・ 県内でも県外の人との利用を控えること</li> </ul> <p>⑤カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること</p> <p><b>(生活圏域等の取扱い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う</li> </ul> <p><b>(十分な換気の実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと</li> </ul> <p><b>(業種ごとのガイドライン遵守)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること</li> </ul> <p><b>(イベント開催の目安)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）によること</li> </ul> <p><b>(接触確認アプリの活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染された方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をとること</li> </ul>

## 令和3年度島根県総合防災訓練について

### 1. 目的

災害対策基本法第48条及び島根県地域防災計画に基づき、浜田市との共催で住民及び防災関係機関が参加する実働訓練を実施することにより、相互の協力・連携を強化するとともに、地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。

### 2. 訓練概要

#### (1) 日時

令和3年10月24日（日）7:30～11:45

#### (2) 会場

浜田市長浜地区（避難訓練、避難所開設・運営訓練）、瀬戸ヶ島地区（被災者の救難・救助訓練）

#### (3) 内容

浜田市沿岸を震源とする地震・津波を想定した住民の避難訓練及び被災者の救難・救助訓練

- ① 地元自治会による住民避難訓練（要配慮者含む）
- ② 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練
- ③ 警察、消防、自衛隊等の防災関係機関による倒壊家屋等からの救助訓練
- ④ 現地応急救護所の開設及び運営訓練
- ⑤ 孤立集落からの海上避難輸送及びヘリコプターによる救助訓練
- ⑥ 行方不明者の海中捜索訓練
- ⑦ 災害協定を締結している民間企業による物資の輸送訓練
- ⑧ 船舶給油訓練（前日実施） 等

#### (4) 参加機関、団体（40団体（予定））

島根県警察本部、浜田市消防本部、陸上自衛隊第13偵察隊、海上自衛隊舞鶴地方隊、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、松江地方气象台、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部、島根県社会福祉協議会、島根県トラック協会、(株)ローソン、浜田市消防団、長浜地区自治会 他

### 3. その他

#### (1) 防災安全講演会の開催

日時：令和3年10月23日（土）13:30～15:00

会場：浜田市中心図書館（浜田市各支所にWeb配信）

演題：地震・津波から命を守る

～危機に備えるために求められる主体的な自助・共助～

島根原発2号機の設置変更許可に伴う1号機廃止措置計画の変更認可申請について

## 1. 1号機の廃止措置の変更認可申請への反映事項

2号機の設置変更許可の際に審査された事項のうち、1号機に関係する次の事項について廃止措置計画に反映し、変更認可申請を行う必要

- ① 溢水により発電所内の保安活動に支障を来さないように、1号機の処理水受入タンク、補助サージタンクを空タンクとして運用
- ② 津波発生時に原発敷地内への海水等の流入を防ぐため、1号機の取水口を縮小し、併せて、空調排水により生じる液体廃棄物の希釈に使用していた循環水ポンプを停止
- ③ 2号機側において、火災発生の際に保安活動に支障を来す可能性のある固体廃棄物処理時の固化材を可燃性のプラスチックから不燃性のセメントへ変更したため、設備を共有している1号機側においても使用する固化材を変更（設備については、2号機側で審査済）

## 2. 安全協定上の取り扱い（事前了解の必要の有無）

- (1) 廃止措置の変更認可申請のうち重要な変更、具体的には『原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更』以外の計画変更にあっては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがあるものを行う際には、中国電力は、事前了解を得る必要
- (2) 今回の変更の影響は、次の理由により周辺地域住民への影響はないと考えられるため、事前了解の手続きは不要としたい（原子力安全顧問にも確認済）
  - ① 廃止措置に伴う液体廃棄物は少量であり、処理水受入タンク、補助サージタンクに一端貯めなくても処理することが可能
  - ② 1号機の循環水ポンプを停止しても、液体廃棄物の量は少量のため、他のポンプで処理が可能
  - ③ 放射性廃棄物の固化材の変更のみである

## 3. 今後のスケジュール

総務委員会報告後、中国電力は原子力規制委員会に廃止措置の変更認可を申請



